

令和5年度に評価を行う分野横断的な政策について(案)

厚生労働省政策統括官(総合政策担当)付
政策立案・評価担当参事官室

令和5年度に評価を行う分野横断的な施策案について

施策案：障害者の就労支援のための雇用施策と福祉施策の連携強化

1. 背景

- ・ 障害者の就労支援は、雇用施策と福祉施策がそれぞれの政策体系や政策目的を持ちつつ、連携を図りながら進めてきており、就労系障害福祉サービスから民間企業への就職が年々増加するとともに（令和元年：約2.2万人）、民間企業における雇用者数（令和3年6月1日時点：約59.8万人）も着実に増加が続いている。
- ・ 両政策の一層の連携強化に向けた必要な対応策を具体的に検討することを目的として、「障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会」で議論を重ね、「障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会報告書」（令和3年6月）が取りまとめられた。
- ・ 障害者総合支援法については、平成30年4月施行の改正法の3年後見直し規定を踏まえ、令和4年6月13日に社会保障審議会障害者部会で報告書が取りまとめられた。
- ・ 障害者雇用促進法については、令和2年4月施行の改正法の3年後見直し規定を踏まえ、労働政策審議会障害者雇用分科会において、令和4年6月17日に意見書が取りまとめられた。
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案が第210回国会（令和4年臨時会）で可決された。
- ・ 法改正により障害者雇用と障害者福祉の連携の促進として、以下の取組がされることとなった。

- ① 公共職業安定所及び障害者職業センターでは、障害者総合支援法に規定する就労に関する適正、知識等の評価等の結果を受けたときは、当該結果を参考として適正検査や職業指導等を行う。（公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日）
- ② 障害者職業総合センター及び地域障害者職業センターは、障害者総合支援法に規定する就労選択支援等を行う事業者等に対して、職業リハビリテーションに関する技術的事項について、助言等の援助を行う。（公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日）

※施行期日：公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日（②の一部は令和5年4月1日）

2. 政策内容（現行の政策）

- ・ 障害者雇用促進法に基づく職業リハビリテーションと障害者総合支援法に基づく就労系障害福祉サービスとの連携が中心となり、障害者雇用の促進に向け、地域における一貫した就労支援を実施。

(1) 障害者雇用促進法に基づく職業リハビリテーション

- ① 公共職業安定所（ハローワーク）：544ヶ所
- ② 障害者職業センター
 - ・ 障害者職業総合センター（1ヶ所）
 - ・ 広域障害者職業センター（2ヶ所）
 - ・ 地域障害者職業センター（各都道府県（52ヶ所（うち支所5ヶ所））
- ③ 障害者就業・生活支援センター：338ヶ所

(2) 障害者総合支援法に基づく就労系障害福祉サービス

- ① 就労移行支援事業：3,301事業所
- ② 就労継続支援A型事業：3,929事業所
- ③ 就労継続支援B型事業：13,355事業所
- ④ 就労定着支援事業：1,421事業所

（参考）例えば、障害者の定着支援・職場適応援助に関わる主な支援としては、障害者就業・生活支援センター、就労定着支援事業、ジョブコーチ（※）といった支援が存在する。

※ 地域障害者職業センターが実施する「配置型ジョブコーチ」、就労支援を行っている社会福祉法人等が実施する「訪問型ジョブコーチ」、障害者雇用をしている企業等が実施する「企業在籍型ジョブコーチ」がある。

(3) テーマの提案

- ・ 障害者総合支援法及び障害者雇用支援法の見直しに関し、審議会に報告書や意見書がまとめられたところ。
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律が可決されたことから、今後、障害者関係施策が大きく変わることが見込まれている。
- ・ 今後の障害者に対する支援策を効果的に実施するため、障害者施策の現状等を評価するとともに、報告書や意見書等で明らかにされた課題について、分野横断的に解決すべき事項がないかどうかを分析してはどうか。